

平成20年3月
警 察 庁

「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止の在り方について」に対する意見の
募集結果について

警察庁において、出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止研究会報告書「出会い系
サイト等に係る児童の犯罪被害防止の在り方について」に対する意見の募集を行ったとこ
ろ、99通の御意見を頂きました。

頂いた御意見のうち主なもの及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたし
ます。

1 御意見の総数

99通

(内訳)

電子メール	94通
F A X	2通
郵 送	3通

2 御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています。

なお、「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止の在り方について」に関する御
意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止の在り方について」
 に対する主な御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

1 「提言 都道府県公安委員会に対する届出制の採用が適当である。」について

主な御意見の概要	御意見に対する警察庁の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ サイト開設者に萎縮効果を与えるだけではないか。 ・ 犯罪被害の現状を考えると、届出制採用もやむを得ない。 	<p>どのようなサイトが出会い系サイトに該当するかは、現行法において出会い系サイトが「インターネット異性紹介事業」として定義され、当該事業者に対しては、「児童でないことの確認」等の義務が課され、これらの義務に違反した事業者は行政処分の対象とされているとともに、「インターネット異性紹介事業」は、同法に規定する不正誘引罪の構成要件ともされていることから、十分に明らかであると考えております。</p> <p>したがって、届出制採用により新たに萎縮効果を与えることはないものと考えております。</p> <p>なお、インターネット上では様々な形態のサービスが生み出されていることから、関係業界の意見も聴取した上で、既存の「ガイドライン」について必要な見直しを行うとともに、周知を図ることとしております。</p>

2 「提言 出会い系サイト事業者には、児童に係る書き込みを知ったとき、その書き込みの削除を義務付けることが適当である。」について

主な御意見の概要	御意見に対する警察庁の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 削除義務は表現の自由の侵害となり認めるべきではない。 ・ ユーザとのトラブルを避けるためにも、削除義務の法制化に賛成である。 	<p>現行法で、出会い系サイトは、児童の利用が認められていない場所、つまりサイト上の「18歳未満立入り禁止場所」となっております。そのような場所において、児童による書き込みや児童を誘う書き込みを削除することは、投稿者である児童又は児童を誘う書き込みをした大人の正当な権利利益（表現の自由）を侵害するとまでは言えないと考えております。また、法第6条において不正誘引に当たる書き込みは刑罰をも</p>

	<p>って禁止され、出会い系サイト内での表現の自由は既に制約されています。</p> <p>したがって、今回新たに、出会い系サイト事業者に対し児童に関する書き込みについての削除義務を課すことは、投稿者の表現の自由についての従来の制約の枠を超えるものではないと思われます。</p> <p>また、削除対象は、「児童が異性を誘う書き込み」と「大人が異性の児童を誘う書き込み」とし、判断要素を「児童」及び「異性を誘うこと」の2点としたことから、削除の対象は明確であると考えております。</p> <p>なお、出会い系サイト事業者の判断に資するよう、事業者の意見も踏まえつつ、削除対象についてのガイドラインをあらかじめ作成する予定としております。</p>
--	--

3 「提言 出会い系サイトに関係した児童被害の防止活動を行う民間団体に対し、公安委員会が情報提供等の支援を行うことが適当である。」について

主な御意見の概要	御意見に対する警察庁の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締りや削除の権限のない民間団体に情報を提供すべきでない。 ・ 公安委員会と民間団体が情報交換し、連携することは大切である。 	<p>改正法案では、公安委員会が情報提供等の支援を行う民間団体は、当該団体の申請に基づき、一定の基準に適合することを国家公安委員会が確認した上で登録したものに限り、登録団体に対しては秘密保持義務を課す予定としております。</p>

4 「提言 年齢の自主申告方式を一部廃止し、年齢確認方法を一層強化することが適当である。」について

主な御意見の概要	御意見に対する警察庁の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ サイト利用者の利便性を損ねる。 ・ 年齢確認の厳格化は、児童の被害防止に有効である。 	<p>児童でないことの確認を強化した場合には、現在の自主申告方式と比べ、利用者にとって負担が増えることは確かではありますが、児童被害の防止のためには、児童でないことの確認の強化は有効であると考えられます。</p>

	<p>具体的な確認方法については、出会い系サイトの利用者の利便性も考慮した上で、年齢確認の強化方法を検討していきたいと考えております。</p>
--	---

5 「提言 児童の利用を防止するため、出会い系サイト事業者の責務を法に明記することが適当である。」について

主な御意見の概要	御意見に対する警察庁の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出会い系サイトの曖昧な定義に基づく規制は不適切である。 ・ 悪質業者への対策として明記すべきである。 	<p>どのようなサイトが出会い系サイトに該当するかは、現行法において出会い系サイトが「インターネット異性紹介事業」として定義され、当該事業者に対しては、「児童でないことの確認」等の義務が課され、これらの義務に違反した事業者は行政処分の対象とされているとともに、「インターネット異性紹介事業」は、同法に規定する不正誘引罪の構成要件ともされていることから、十分に明らかであると考えております。</p> <p>なお、インターネット上では様々な形態のサービスが生み出されていることから、関係業界の意見も聴取した上で、既存の「ガイドライン」について必要な見直しを行うとともに、周知を図ることとしております。</p>

6 「提言 フィルタリングの普及を促進するため、法に保護者及び携帯電話事業者の責務（努力義務）を規定することが適当である。」について

主な御意見の概要	御意見に対する警察庁の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ フィルタリングの対象となる有害情報の定義が曖昧である。 ・ 児童の保護には、フィルタリングを義務付けるのが一番効果的である。 	<p>改正法案においては、フィルタリングの対象を出会い系サイトと規定しており、出会い系サイトは「インターネット異性紹介事業」として現行法で既に明確に定義されていることから、対象は明確と考えております。</p>

- 7 「提言 本法に違反した者は、行政処分（事業の停止命令を含む）の対象にすることが適当である。また、事業者の欠格事由を設け、該当者は事業廃止命令の対象とすることが適当である。」について

主な御意見の概要	御意見に対する警察庁の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出会い系サイトの曖昧な定義に基づく規制は不適切である。 ・ 違法行為を故意に行う業者は処罰すべきである。 	<p>上記5に同じ。</p>

- 8 「提言 出会い系サイトではないが、当該サイトの利用に起因した児童の犯罪被害が相当程度発生しているサイトの運営者は、自主規制として、ネット上で出会った異性との交際の危険性についてサイト上で注意喚起すること等を行うことが適当である。」について

主な御意見の概要	御意見に対する警察庁の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出会い系サイトと同様の機能を持つサイトは規制の対象とすべきである。 ・ 自主的な対応に委ねるべきである。 	<p>出会い系サイト以外のサイトには、様々な種類のものがあり、研究会開催時点においては、出会い系サイトのように法律による規制の対象として類型化することは困難でした。</p> <p>また、このようなサイトは、提供されるサービスが出会い系サイトとは異なることから、直ちに出会い系サイト事業者と同様に法律による規制を行うのは適当ではなく、まずは自主的規制を行ってもらい、その児童の犯罪被害防止効果を見定めることが必要であると考えております。</p>